

○豊橋市母子父子福祉手当支給規則

昭和49年 6 月 29 日

規則第42号

豊橋市母子父子福祉手当支給規則

(題名改正〔平成17年規則59号〕)

(趣旨)

第1条 この規則は、豊橋市母子父子福祉手当支給条例(昭和49年豊橋市条例第11号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(一部改正〔平成17年規則59号〕)

(障害の状態)

第2条 条例第2条第1項第2号及び条例第3条第2項第3号に規定する障害の状態とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に定める身体障害者障害程度等級表の1級及び2級程度
- (2) 国民年金法施行令(昭和34年政令第184号)別表の1級程度

(一部改正〔昭和57年規則55号・平成17年59号・22年33号〕)

(申請の手続)

第3条 条例第4条第1項の規定による認定を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、母子父子福祉手当支給申請書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には次に掲げる書類等を添付しなければならない。ただし、第8号及び第9号に掲げる証明書は、それらの証明に係る前年(1月から10月までの間に申請する場合にあっては、前々年とする。以下この項において同じ。)の所得につき地方税法(昭和25年法律第226号)第317条の2第1項の申告書(同項に規定する給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった場合にあっては、同法第317条の6の給与支払報告書又は公的年金等支払報告書)が市長に提出されている場合においては、この限りでない。

- (1) 申請者及びその者が監護し、又は養育する条例第2条第1項に規定する児童(以下「児童」という。)の戸籍謄本(日本の国籍を有しない者にあっては、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づく記録がなされていることを証明する書類)

- (2) 申請者が父又は母である場合において、児童と同居しないでこれを監護しているときは、その事実を明らかにすることができる書類
- (3) 児童が18歳に達した日の属する学年の末日以後引き続き中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）に在学するときは、在学証明書
- (4) 申請者が養育者であるときは、児童を養育していることを証明する書面
- (5) 児童の父若しくは母又は父若しくは母の配偶者が前条に定める障害の状態にあるときは、医師の診断書又は身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に定める身体障害者手帳の写し若しくは国民年金法施行規則（昭和35年厚生省令第12号）に定める国民年金証書の写し
- (6) 児童が条例第2条第1項第4号から第8号までに該当するときは、その事実を証明する書面
- (7) 児童が条例第2条第1項第9号に該当するときは、市長が指定する書面
- (8) 申請者の前年の所得の額（児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第3条及び第4条の規定によって計算した所得の額をいう。以下同じ。）並びに当該申請者の扶養親族等（所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族をいう。以下同じ。）及び当該申請者の扶養親族等でない児童で当該申請者が前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数並びに所得税法に規定する同一生計配偶者（70歳以上の者に限る。）、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の証明書（やむを得ない理由により同法に規定する同一生計配偶者の有無及び当該同一生計配偶者が70歳以上であるかの別についての市町村長の証明書を提出することができない場合には、当該事実を明らかにできる書類）
- (9) 次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、それぞれ次に定める事項についての市町村長の証明書（やむを得ない理由により所得税法に規定する同一生計配偶者の有無についての市町村長の証明書を提出することができない場合には、当該事実を明らかにすることができる書類）
 - ア 申請者に配偶者があるとき 当該配偶者の前年の所得の額、扶養親族等の有無及び数並びに老人扶養親族（所得税法に規定する老人扶養親族をいう。以下同じ。）の有無及び数
 - イ 申請者に条例第8条第1項第2号及び第3号に規定する扶養義務者があると

き 当該扶養義務者の前年の所得の額、扶養親族等の有無及び数並びに老人扶養親族の有無及び数

(全部改正〔平成17年規則59号〕、一部改正〔平成19年規則30号・22年33号・24年64号・67号・28年20号・29年66号・31年27号・令和元年12号〕)

(審査結果の通知)

第4条 条例第4条第2項の規定による通知は、母子父子福祉手当認定通知書(第2号様式)又は母子父子福祉手当却下通知書(第2の2号様式)によるものとする。

(一部改正〔平成17年規則59号・26年31号〕)

(住所、氏名等の変更の届出)

第5条 受給資格者は、受給資格者若しくは児童の住所若しくは氏名を変更したとき、又は手当の支払を受ける金融機関を変更したときは、速やかに、住所・氏名等変更届(第3号様式)を市長に提出しなければならない。

(一部改正〔平成17年規則59号・22年33号・26年31号〕)

(所得状況の届出)

第6条 受給資格者は、毎年(第3項の規定による届出をした者にあつては、当該届出をした年を除く。)8月1日から8月31日までの間に、前年の所得について、所得状況届(第4号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、受給資格者が正当な理由がなく、前項の規定による届出を2年間しないときは、条例第4条第1項の規定による認定を取り消すことができる。

3 8月から10月までの間に条例第4条第1項の規定による認定の請求をした者は、本条第1項の所得状況届に第3条第2項第8号及び第9号に掲げる書類等を添えて、当該請求をした日からその年の10月31日までの間に、市長に提出しなければならない。

(追加〔平成9年規則20号〕、一部改正〔平成14年規則51号・17年59号・22年33号・24年10号・31年27号〕)

(在学証明書の提出)

第7条 受給資格者は、手当の支給が行われている児童が18歳に達した日の属する学年の末日以後引き続いて中学校(中等教育学校の前期課程を含む。)又は特別支援学校の中学部に在学するに至ったときは、速やかに、在学証明書を市長に提出しなければならない。

(一部改正〔平成9年規則20号・11年67号・17年59号・19年30号・22年33号〕)

(児童変動の届出)

第8条 受給資格者は、その監護し、又は養育する条例第3条に定める支給要件に該当する児童に変動が生じたときは、速やかに、児童変動届(第5号様式)を市長に提出しなければならない。

(一部改正〔平成9年規則20号・17年59号・22年33号〕)

(受給資格喪失の届出)

第9条 受給資格者は、条例第3条で定める支給要件に該当しなくなったときは、速やかに、母子父子福祉手当受給資格喪失届(第6号様式)を市長に提出しなければならない。

(一部改正〔平成9年規則20号・17年59号・22年33号〕)

(受給資格喪失通知書の交付)

第10条 市長は、受給資格者が条例第3条に定める支給要件が消滅したときは、母子父子福祉手当受給資格喪失通知書(第7号様式)をその者に交付する。

(一部改正〔平成9年規則20号・17年59号・22年33号〕)

(支給停止の届出)

第11条 受給資格者は、条例第8条第1項の規定により手当の支給を受けないこととなる事由が生じ、又は消滅したときは、速やかに、母子父子福祉手当支給停止関係届(第8号様式)を市長に提出しなければならない。

(追加〔平成22年規則33号〕)

(支給停止等の通知)

第12条 市長は、第6条第1項の規定により提出された所得状況届又は前条の規定により提出された母子父子福祉手当支給停止関係届を受理した場合において、条例第8条第1項の規定により手当を支給しないときは、母子父子福祉手当支給停止通知書(第9号様式)を、手当の支給の停止を解除したときは、母子父子福祉手当支給停止解除通知書(第10号様式)をその者に交付する。

(追加〔平成22年規則33号〕、一部改正〔平成24年規則10号〕)

(支給額変更の通知)

第13条 市長は、条例第5条第1項ただし書の規定により、手当の額を変更したときは、母子父子福祉手当支給額変更通知書(第11号様式)を受給資格者に交付する。

(追加〔平成22年規則33号〕)

(減額等の適用除外の届出)

第14条 受給資格者は、条例第5条第1項ただし書に規定する各期間が満了する月（以下「3年等満了月」という。）の翌月以降において、同条第2項各号に掲げる事由に該当する場合であって、同項の規定の適用を受けようとするときは、その適用を受けようとする日の属する月（以下「適用除外事由発生日」という。）の末日（適用除外事由発生日が7月であるときは8月末日）までに、母子父子福祉手当減額・喪失適用除外事由届出書（第12号様式）を、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に掲げる書類その他当該事由が生じていることを明らかにできる書類等を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 条例第5条第2項第1号に掲げる事由に該当する場合 次に掲げるいずれかの書類（適用除外事由発生日（適用除外事由発生日が7月であり、これに基づいて当該年の8月に母子父子福祉手当減額・喪失適用除外事由届出書を提出する場合にあっては、7月又は8月のいずれかのとき）において求職活動をしていることを明らかにできる書類に限る。）

ア 公共職業安定所、母子家庭就業支援事業（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第30条第1項第3号に規定する母子家庭就業支援事業をいう。）若しくは父子家庭就業支援事業（同法第31条の9第1項第3号に規定する父子家庭就業支援事業をいう。）を実施する機関又は職業紹介事業者（職業安定法（昭和22年法律第141号）第4条第10項に規定する職業紹介事業者をいう。）において就職に関する相談等を受けたことを明らかにできる書類

イ 求人者に面接したことその他の就業するための活動を行っていることを明らかにできる書類

ウ 公共職業能力開発施設、専修学校等に在学していることその他の職業能力の開発及び向上を図っていることを明らかにできる書類

(2) 条例第5条第2項第2号に掲げる事由に該当する場合 次に掲げる書類

ア 当該障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書

イ 当該障害が児童扶養手当法施行規則（昭和36年厚生省令第51号）別表に定める傷病に係るものであるときは、エックス線直接撮影写真

(3) 条例第5条第2項第3号に掲げる事由に該当する場合 医師又は歯科医師の診断書その他の疾病、負傷又は要介護状態にあることにより受給資格者が就業することが困難であることを明らかにできる書類

(4) 条例第5条第2項第4号に掲げる事由に該当する場合 医師又は歯科医師の

診断書その他の監護する児童又は受給資格者の親族が障害の状態にあること又は疾病、負傷若しくは要介護状態にあることにより介護が必要であることを明らかにできる書類及び受給資格者が当該児童又は親族を介護する必要があることを明らかにできる書類

(5) 条例第5条第2項第5号に掲げる事由に該当する場合 市長が必要と認める書類

2 3年等満了月の翌月において条例第5条第2項各号に掲げる事由に該当する見込みである受給資格者であって、同項の規定の適用を受けようとするものは、前項の規定にかかわらず、3年等満了月の前々月の初日から3年等満了月の末日までの間に、母子父子福祉手当減額・喪失適用除外事由届出書及び同項各号に掲げる書類等を提出することができる。この場合において、同項第1号ア又はイに掲げる書類は、同号ア又はイの規定にかかわらず、3年等満了月の前々月の初日から3年等満了月の末日までのいずれかの時において、条例第5条第2項第1号に掲げる事由に該当していることを明らかにできるものとする。

3 現に条例第5条第2項の規定の適用を受けている受給資格者であって、引き続き同項の規定の適用を受けようとするものは、第1項の規定にかかわらず、母子父子福祉手当減額・喪失適用除外事由届出書に同項各号に掲げる書類を添えて、毎年8月1日から31日までの間に、市長に提出しなければならない。この場合において、同項第1号ア又はイに掲げる書類は、同号ア又はイの規定にかかわらず、当該年の6月1日から8月31日までのいずれかの時において、条例第5条第2項第1号に掲げる事由に該当していることを明らかにできるものとする。

4 前項に規定する受給資格者であって、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第28条の2第1項又は第2項の規定による相談、情報の提供、助言又は支援を受けたものについては、前項中「から31日まで」とあり、及び「から8月31日まで」とあるのは、「から9月30日まで」とする。

5 前各項の規定による母子父子福祉手当減額・喪失適用除外事由届出書及びこれに添付する書類等の提出について、やむを得ない事情により期限までに提出できなかった場合は、その事情が消滅してから速やかに提出しなければならない。

（追加〔平成22年規則33号〕、一部改正〔平成26年規則51号・28年51号・29年66号・31年27号・令和4年57号〕）

（減額等の適用除外の通知）

第15条 市長は、受給資格者が条例第5条第2項各号のいずれかに該当すると認められるときは、母子父子福祉手当減額・喪失適用除外決定通知書（第13号様式）をその者に交付する。

（追加〔平成22年規則33号〕）

（条例第5条第2項の適用）

第16条 第14条第1項の規定により受給資格者から母子父子福祉手当減額・喪失適用除外事由届出書が提出され、当該受給資格者が条例第5条第2項各号のいずれかに掲げる事由に該当する場合には、適用除外事由発生日から翌年10月（適用除外事由発生日が1月から7月までの場合にあつては、その年の10月）までの期間、同条第1項ただし書の規定を適用しない。

2 第14条第2項の規定により受給資格者から母子父子福祉手当減額・喪失適用除外事由届出書が提出され、当該受給資格者が条例第5条第2項各号のいずれかに掲げる事由に該当する場合には、3年等満了月の翌月から翌年10月（3年等満了月の翌日が1月から7月までの場合にあつては、その年の10月）までの期間、同条第1項ただし書の規定を適用しない。

3 第14条第3項の規定により受給資格者から母子父子福祉手当減額・喪失適用除外事由届出書が提出され、当該受給資格者が条例第5条第2項各号のいずれかに掲げる事由に該当する場合には、当該年の11月から翌年10月までの期間、同条第1項ただし書の規定を適用しない。

（追加〔平成22年規則33号〕、一部改正〔平成31年規則27号〕）

（支払の差止め）

第17条 市長は、受給者が正当な理由がなく、第5条、第8条、第9条若しくは第11条の届出をせず、又は書類その他の物件を提出しないときは、条例第10条の規定により手当の支払を一時差し止めることができる。

（追加〔平成24年規則10号〕）

（手当の支払の調整）

第18条 手当を支給すべきでないにもかかわらず、手当の支給としての支払が行われたときは、その支払われた手当は、その後に支払うべき手当の内払とみなすことができる。

（追加〔平成24年規則10号〕）

（委任）

第19条 この規則に定めるもののほか、母子父子福祉手当の支給について必要な事項は、市長が定める。

(一部改正〔平成9年規則20号・17年59号・22年33号・24年10号〕)

附 則

この規則は、昭和49年7月1日から施行する。

附 則 (昭和57年9月30日規則第55号)

この規則は、昭和57年10月1日から施行する。

附 則 (平成9年3月31日規則第20号)

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年3月31日規則第67号)

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年7月31日規則第51号)

この規則は、平成14年8月1日から施行する。

附 則 (平成17年6月16日規則第59号)

(施行期日)

1 この規則は、平成17年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の豊橋市母子父子福祉手当支給規則の規定は、平成17年8月以後の月分の手当について適用し、同月前の月分の手当については、なお従前の例による。

附 則 (平成19年3月30日規則第30号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月31日規則第33号)

この規則は、平成22年8月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月19日規則第10号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年7月5日規則第64号)

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

附 則 (平成24年9月24日規則第67号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年3月28日規則第31号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。（後略）

附 則（平成26年9月30日規則第51号）抄
（施行期日）

1 この規則は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成27年12月17日規則第63号）
（施行期日）

1 この規則は、平成28年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に提出されている改正前の各規則の規定に基づいて提出されている様式（次項において「旧様式」という。）は、改正後の各規則の規定による様式とみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式については、当分の間、所要事項を調整して使用することができる。

附 則（平成28年3月29日規則第20号）抄
（施行期日）

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（豊橋市個人情報保護条例施行規則の一部改正に伴う経過措置）

3 この規則の施行の際現にある旧様式については、当分の間、所要事項を調整して使用することができる。

附 則（平成28年6月17日規則第51号）

この規則は、平成28年8月20日から施行する。

附 則（平成29年12月15日規則第66号）

この規則は、平成30年1月1日から施行する。

附 則（平成31年3月27日規則第27号）
（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第6条第1項の改正及び同条第2項の次に1項を加える改正並びに第4号様式の改正は、平成31年8月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、現に改正前の豊橋市母子父子福祉手当支給規則の規定により作成されている第6号様式については、この規則による改正後の豊橋市母子父子

福祉手当支給規則の規定にかかわらず、当分の間これを使用することができる。

附 則（令和元年 9 月 30 日規則第 12 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 2 年 12 月 18 日規則第 75 号）

（施行期日）

1 この規則は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に提出されている改正前の各規則の規定に基づいて提出されている様式（次項において「旧様式」という。）は、改正後の各規則の規定による様式とみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式については、当分の間、所要事項を調整して使用することができる。

附 則（令和 4 年 9 月 30 日規則第 57 号）

この規則は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。